



# 政府からのお知らせ No.25

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただけますようお願いいたします。

## 労災保険の給付に関するご案内

最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

- 労働者の方が「工作中」や「通勤中」に地震により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合には、「労災保険」による給付を受けられます。
- 請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。
- 健康管理手帳が提示できなくても、アフターケアを受診することができます。
- 労災年金等の預金通帳・証書・届出印等を紛失した場合でも支払いを行います。



最寄りの労働局または労働基準監督署はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudou/shou/shozaiannai/roudoukyoku/>



熊本労働局及び熊本県内の全労働基準監督署に相談窓口を開設しています

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/0000122959.html>

労災給付の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失していても払い戻し対応可能です。

労災給付の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において非常時の取り扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払い戻しに応じるとされています。また、届出印のない場合においても、拇印を認めることとされていますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。

労災年金の年金証書を紛失した場合は労働基準監督署へ。

労災年金証書を紛失した場合、年金証書の再発行を受けることができます。労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」を提出してください。（申請書様式はどの労働基準監督署でも入手できます）



①首相官邸ホームページ  
「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」  
[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto\\_hisai.html](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html)



②ツイッター  
「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」  
[@kantei\\_hisai](https://twitter.com/kantei_hisai)